



うちなー健康経営宣言

第 1396 号

令和 5 年 3 月 24 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

職員一人ひとりが、心身共に健康で働くことのできる、組織を目指しております。

今後も職員の健康管理を積極的に実施し、この「うちなー健康経営宣言」を宣言し、健康運営に取り組みます。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 運動機会の増進に取り組む。
5. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
6. 感染症予防に取り組む。